

低所得の子育て世帯に対する

子育て世帯生活支援特別給付金の申請はお済みですか？

お早めに支給要件をご確認ください！

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、低所得の子育て世帯の負担増加や収入の減少に対する支援を行うため、給付金が支給されます。

支給対象となる方

◎ひとり親世帯

～ 4 月分児童扶養手当を受給している方には既に北海道より支給済みです～

■児童扶養手当の支給要件に該当しているお子さんを監護等している方で、以下の①または②のいずれかに該当する方

- ▶**対象児童**：平成15年4月2日以後に生まれた児童。（障がいの状態にある児童の場合は平成13年4月2日以降）
- ①公的年金等を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない。（公的年金等には、遺族年金・障害年金・老齢年金・労災年金・遺族補償などが該当。）
- ②平成31年（令和元年）の収入が、児童扶養手当の所得制限限度額を上回っていたため、令和3年4月分の児童扶養手当は受給していないが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準となっている。

※ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯生活支援特別給付金の支給を既に受けている場合は対象外です。

◎その他世帯

～【1】 a または b の 4 月分受給者で、【2】アに該当する方には、既に本給付金を支給済みです～

■次の【1】の養育要件に該当し、かつ、【2】の所得要件のいずれかに該当する方

【1】養育要件

- a 児童手当受給者 b 特別児童扶養手当受給者
c その他対象児童の養育者

（上記abに該当しない方で、令和3年3月31日において、平成15年4月2日から平成18年4月1日までの間に出生した児童を養育する方）

【2】所得要件

- ア 令和3年度分の住民税（均等割）が非課税の方
イ 令和3年1月以降の家計急変者

（新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、令和3年度分の住民税（均等割）が非課税の方と同様の事情にあると認められる方）

給 付 額

児童一人あたり一律 5 万円

申 請 期 限

令和4年2月28日

申請・お問い合わせ先

町民課戸籍医療年金係（☎2-2453）

補正のおもなものは、歳入が農林水産業費道補助金などの追加、歳出は、商工費や農林水産業費などの追加です。



◆**令和3年度一般会計補正予算（第5号）**
令和3年度一般会計予算に歳入歳出それぞれ一億千五百七十三万三千円が追加され、予算総額五十九億千二百七十五万二千円となりました。

◆**工事請負契約の締結について**
中規模集会施設新築工事は（建築主体）は一億五千五百六十五万円で株式会社山本組と契約することが承認されました。

2021・10・19 開会

第3回町議会臨時会

令和3年第3回町議会臨時会が10月19日に開かれ、議案2件について審議しました。

主な審議内容は、次のとおりです。